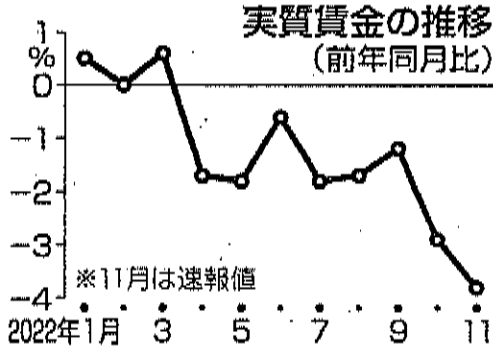


実質賃金の年半ぶり下落率

11月3.8%減 物価高に追いつかず

厚生労働省が六日発表した二〇二二年十一月の毎月勤労統計調査（速報、従業員五人以上）によると、物価上昇を加味した実質賃金は前年同月比3.8%減で、消費税率引き上げの影響が出た一四年五月以来、八年六カ月ぶりの下落率となった。マイナスは八カ月連続。物価高に賃金の伸び



が追い付かない状況が深刻化している。今年の春闘での賃上げが焦点となる。

加藤勝信厚労相は閣議後の記者会見で「物価上昇に対する最大の処方箋は、継続的な賃金上昇だ」と述べ、企業の生産性向上など

の支援を進めると強調した。

基本給や残業代などを合わせた現金給与総額（名目賃金）は0.5%増の二十八万二千八百九十五円。プラスは十一月連続だったが、一三年で初めてプラス

幅が1%を割り込んだ。主にボーナスが占める「特別に支払われた給与」が19.2%減と大きく下落したことが響いた。

現金給与総額のうち、所定内給与は1.5%増の二十四万九千五百五十円、残業代に当たる所定外給与は5.2%増の一万九千五百六十六円だった。

現金給与総額を主要産業別で見ると、増加幅が最も大きかったのは飲食サービス業で、5.6%増の十二万四千二百四十円だった。減少幅が最も大きかったの

は教育・学習支援業で、3.5%減の二十九万五千三百三十九円。

就業形態別で見ると、一般労働者は0.2%増の三十六万八千三百五十八円、パートタイム労働者は2.2%増の十万二千八百八十八円だった。

一人当たりの総実労働時間は0.2%減の二三九.一時間。マイナスは二カ月連続だった。岸田文雄首相は経済界に今春闘での物価上昇率を超える賃金引き上げを要請している。

Q A

二〇二二年十一月の実質賃金が、前年同月比3.8%減と大きく落ち込みました。

Q 実質賃金とは。

A 基本給や残業代などを合計した金額である「現金給与総額」を名目賃金と呼びます。これに物価の影響を考慮し算出したのが実質賃金です。厚生労働省が「毎月勤労統計調査」で発

賃金の価値 大きく減

表します。常時五人以上を雇用する約三万三千事業所が対象です。

Q なぜ実質賃金が下がったのですか。

A 食料品や電気代などの値上がりが続いているためです。名目賃金は0.5%のプラスでしたが、消費者が購入する商品やサービスの動向を示す物価の

指数は4%以上の伸び率でした。物価高騰に賃金の伸びが追いつかず、賃金の実質的な価値が大きく下がった形です。

今回の下げ幅は、消費税率が5%から8%に引き上げられた影響が出た一四年五月以来、八年六カ月ぶりの水準です。

Q 状況は改善されそうですか。

A 岸田文雄首相は物価上昇率を超える賃上げを経済界に求めています。最終的には企業が賃上げ率などを判断しますが、政府は生産性の向上、従業員の待遇改善につながる「構造的な賃上げ」を後押ししたい考えです。